

広	報	資	料
令	和	8	年
技	術	企	画
生	活	安	全
交	通	指	導
		課	課

警察活動におけるウェアラブルカメラ活用の試行結果について

1 試行の概要

- (1) 地域警察活動
 - 実施警察：警視庁、大阪、福岡
 - 実施期間：令和7年9月から11月まで（3か月間）
- (2) 交通取締り活動
 - 実施警察：愛知、新潟、高知
 - 実施期間：令和7年9月から令和8年3月まで（6か月間）

2 試行中の主な活用事例

- 薬物事件の被疑者が、任意同行の任意性を否定したため、同行を求めた際の状況が記録された映像を事後的に確認
- 交通取締り活動が記録された映像を幹部が定期的に視聴し、取締りの適正性を確認
- 職務質問を端緒として薬物事件の検挙に至った映像を、職務質問の手法に関する教養資料として活用
- 公務執行妨害事件において、警察官に対する加害状況が記録された映像を刑事事件の証拠として活用

3 試行に対する反響等

- モデル事業を実施した都府県警察から、「職務執行状況の客観的な確認が可能になった」「映像は実践的な教養資料としての活用価値が高い」などの意見や、更なる軽量化の要望があった。
- 街頭活動中に「警察官もカメラを付ける方がよい」と声を掛けられたり、交通取締りを受けた人から「見るだけでなく、映像が残るのはよい」との意見が寄せられたりした。他方、けんかの取扱いの際に「なぜ撮っているのか」、職務質問中に「録音するなら話さない」などと言われることもあった。

4 今後の予定

警察活動におけるウェアラブルカメラ活用の有用性が認められたため、実装に向け、予算の確保、運用ルールの整備等の取組を推進する。